

教育委員会 7 月定例会会議録

日 時 令和 4 年 7 月 1 4 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 1 5 分まで

場 所 市役所 1 1 階北会議室

出席者

(教育委員)

教 育 長	吉 川 真由美	教育長職務代理者	奈 良 知 彦
委 員	畠 山 正 文	委 員	高 濱 正 伸
委 員	木 村 素 子		

(事務局)

教 育 次 長	藤 井 一 幸	指 導 担 当 次 長	都 所 幸 直
総務課副参事	高 橋 雅 人	教 育 施 設 課 長	木 村 一 弥
文化財保護課長	上 野 克 巳	学 校 教 育 課 長	相 原 吉 次
前橋高等学校事務長	伊 井 直 文	生 涯 学 習 課 長	関 口 知 子
青 少 年 課 長	内 山 崇	総 合 教 育 プ ラ ザ 館 長	金 井 幸 光
図 書 館 長	齋 藤 明 子		

教 育 長 これより前橋市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

教 育 長 直ちに本日の会議を開きます。

教 育 長 6 月定例会の会議録については、既に配付済みであります。記載事項に異議等ありませんか。

(異 議 な し)

教 育 長 異議のないものと認め、承認いたします。

教 育 長 日程第一。会期の決定ですが、本会議の会期は、本日一日といたします。

教 育 長 日程第二。会議録署名委員の指名ですが、本日の署名委員に木村委員と畠山委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

教 育 長 日程第三。教育長提出の諸報告について、報告いたします。

総括的報告

教 育 長 1 点目は、6 月 9 日から 2 8 日に開催された第 2 回定例市議会についてでございます。3 日間にわたり、総括質問が行われ、別紙一覧にある質問が出され、それぞれに答弁をさせていただきました。学校教育については、教育費の保護者負担の現状や教員不足の状況、特別支援教育の充実などについての質問がありました。加えて、食材費高騰の学校給食への影響について複数、ご質問をいただきました。

教育施設の老朽化への対応、新市立図書館基本構想や電子図書導入など、図書館についても複数のご質問がありました。不登校対策など、福祉と教育の連携が強く求められていることを実感した定例市議会でございます。

2 点目は、第 1 回前橋市教育委員会事務の点検及び評価委員会が 6 月 2 1 日、2 2 日、2 日間にわたって開催されました。これは、令和 3 年度の事務事業について、3 名の外部評価委員の方から評価をいただき、教育委員会として、P D C A サイクルを回していくための事業です。第 1 回目となる今回の委員会では、主に各課の担当者からコロナ禍による事業実施の影響など、ヒアリングにお答えさせていただきました。現在、委員の皆さまが、それぞれに評価を行っていただいております。来月第 2 回目となる委員会で、フィードバックをいただく予定となっております。

3 点目は、新たな教育委員のご就任についてです。畠山正文さんが、6 月 2 8 日に市長より辞令を受けられました。現在、臨床心理士として、スクールカウンセラー、企業のメンタルヘルスカウンセラーとしてご活

躍中です。子どもたちの心や様々な立場の人の心の専門家としての知識やご経験は、私たち教育委員会が抱える課題にたくさんの示唆を与えていただけるものと大変うれしく思っております。子ども家庭庁創設など、教育と福祉がしっかりと連携して子どもたちをサポートしていかなくてはならないと考えておりますので、ぜひ、いろいろなご意見を伺えたらと考えております。

私からの報告は以上でございますが、畠山委員さんから就任のご挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

畠山委員

教育委員に就任させていただくことになりました畠山正文と申します。臨床心理士、公認心理師の資格を持っておりまして、県内のスクールカウンセラー、企業のカウンセラー、また前橋市ですと、保健センターの4歳児、5歳児の幼児相談もやっております。

本当に県内たくさんの不登校の子供たちが増えてきていて、保護者の方のご苦勞、それと本人も大変な気持ちを抱えながら、家にずっといるという状況が散見されています。本当に学校教育が考えていくことはたくさんあるのではないかとひしひしと感じながら相談を受けています。

こういう立場になるのは初めてなので、不慣れな点がたくさんあると思うのですが、お役に立てればと思いますので、よろしく願いいたします。

諸報告1 令和4年7月1日付け職員の昇格について

総務課副参事

報告(1) 令和4年7月1日付け、教育委員会事務局職員の昇格について、報告いたします。資料1ページをご覧ください。

記書きのとおり、昇格者につきましては、合計11名でございます。

内訳といたしましては、技能労務職の5級昇格者が2名、4級昇格者が3名、一般行政職の3級昇格者が2名、2級昇格者が4名でございます。報告については、以上でございます。

諸報告2 教育支援教室の拡充について

青少年課長

報告(2) 教育支援教室の拡充について、報告いたします。資料の2ページをご覧ください。

本市では、市立小中学校に在籍または、市内に在住する不登校児童生徒に対して、総合教育プラザ、粕川支所、富士見公民館の3ヶ所に設置した教育支援教室において、生活や学習に関わる個別支援、集団生活への適応指導、また学校復帰及び社会的自立を促す教育相談活動等を組織的、計画的に行っております。現在3ヶ所の教育支援教室が市の中央部から北側に点在しているため、地域によっては距離が遠く通いづらい状況がございました。そのため、教育支援教室への相談や見学を行った児童生徒の中には、その後の通室につながらなかったケースがありました。そこで、指導員2名が、公共施設等へ出向いて教育支援教室の活動を行

う場を設けることで、希望する児童生徒が通いやすい環境を整え、不登校支援の機会の更なる充実を図ってまいります。

火曜日と木曜日は児童文化センターで、水曜日はアクエル前橋の中にある前橋市高校生学習室で開設いたします。8月30日から、見学や体験、来所相談を自由に行える試行期間とし、9月21日から正式に運用していく予定です。

今後各学校から、支援を必要とする児童生徒やその保護者に案内を配付し紹介するとともに、活用を促してまいります。以上でございます。

教 育 長

以上、2件の報告について、質疑等ございますでしょうか。

木 村 委 員

教育支援教室について、お伺いしたいと思います。地理的な理由から2か所の市内中央部に近い所へのサテライト型というか、支援教室を新たに開設するということでしたが、従来からある3か所については、毎日開設しているのか、また利用者の状況、人数や保護者の送迎の必要があるかとかそういった基本的なことをお聞かせいただきたいのと、新しく開設する場所については、利便性を上げるということで、従来の3か所と違う特徴、利用のしやすさ等があれば教えていただけたらと思います。

青 少 年 課 長

まず、現在3か所開設している教育支援教室の開設日についてですが、学校の授業日と同様に開設しております。それから利用している児童生徒の状況ですが、令和3年度におきましては、見学や相談等に81名が利用しまして、そのうち、34名が入室の申請をいたしました。

また、令和4年度は7月12日現在、見学や相談に43名が利用して、23名が入室の申請をしております。保護者の送迎につきましては、必ずしも必要ではございません。中学生は自転車やデマンドバス等を利用して通っております。保護者が送迎している場合もございます。小学生はやはり安全面を考えて、一緒に通ったり、保護者の送迎で通っている場合が多いです。

それから、開設しようとしている2か所についてですが、アクエル前橋は市内全域から通える利便性、公共交通機関、バスで通えるということで通いやすい状況であると考えております。また、児童文化センターについては、親しみのある場所ですので、子供たちが安心して通える状況にあると思い、設置させていただきました。

木 村 委 員

今、出てきた言葉で、デマンドバスというのは、こういった利用ができるものでしょうか。

青 少 年 課 長

デマンドバスは富士見方面、粕川方面にあり、電話で予約すると、近くのバス停まで来てくれる方式のバスです。

木村委員 感想になりますが、自分自身も共働きですので、小学校段階で、自分の子供が不登校になって、居場所がほしいといったときに、移動の部分について、子供だけで通えるサービスがないと利用しにくいかなという感想を持ちました。

教育長 今後色々考えていかなければいけないと思いますが、教育支援教室の前身は適応指導教室と呼ばれていたものです。中学生の不登校の増加に伴って、開設されてきましたが、だんだんと小学生の不登校が増えてきて、対象が広がっている現状があります。今後、小学生に対してどのようなサービスができるのか、また検討していければと感じています。

高濱委員 簡単で良いのですけれども、内容というか、学校で教わったのはこれだよと先生が教えるのか、自習なのか、個別に色々対応されているのでしょうか。

青少年課長 現在、多くは子供たちが持参する教科書や問題集、学校から配られたプリントを持って、子供たちが今一番学びたいことについて、指導員が個別に支援するというような学習を展開しています。

高濱委員 そうすると公設のフリースクールみたいなイメージで、適応指導教室はもうちょっと目的が明確だったと思うのですが、言語化された目標みたいなのはあるのでしょうか。例えば、そういう子たちであれば、居場所というのがすごく重要だからとか、何か1つの得意技を見つけようだとか、何らかの言語化された目標、指導方針はあるのでしょうか。

青少年課長 教育支援教室の指導員等の中で、よく話が出ているのは、やはり1つは、できるだけ学校に復帰できるような部分、それとそれだけではなくて、やはり社会で自立できる子供たちに育ててもらいたいという、その2つの柱に基づいて進めていこうと考えております。

畠山委員 前橋市内ではなく、他市で教育支援教室の研修をさせていただいたり、訪問させていただいたりすることもあるのですが、先ほど高濱委員からお話がありましたとおり、目標がないというのは、すごくあると思います。

前橋市はわかりませんが、学校復帰ということを目標にしてしまうと、子供たちにプレッシャーがかかってしまって、なかなか来られなくなってしまいうということもあって、学校復帰を言わない先生方も増えてきているそうです。そうなってくると、よりこう目標が見えにくくなってしまって、特に何かプログラムが行われているわけではないですし、何か様々な活動はされているのだと思うのですが、子供たちに、それぞれに

目標感みたいなものを持たせるような支援があると、この教室の意義がものすごく大きくなっていくのではないかと感じています。

青少年課長

ご意見・ご助言ありがとうございます。いくつかの教育支援教室をのぞいてみますと、やはり子供の目標が掲げられ、貼られていたりします。ただ、それはなかなか長期的なスパンでなかったり、短期の目標であったりすると思いますので、それについて、それぞれの教育支援教室の中で子供とご家庭としっかり話し合っ、しっかりと短期、中期、長期の子供たちのゴールが明確になるような、子供たちの意欲が喚起できるような目標をそれぞれ設定できるように青少年課としても教育支援教室と一緒に考えてまいりたいと思います。

教 育 長

学校復帰を目指すということが目標という話がありましたけれども、その先ですね、やはり自立して生活を出来ていると。その自立をして生活をできるようにするために、社会の中で生活していくためにはどうすれば良いか、集団の生活に戻ること、それによって、子供たちが得るものはないのだろうかということで、学校復帰を掲げていると理解しておりますが、それぞれに応じた目標を設定するということが非常に重要なことなのかなとあらためて感じました。

指導担当次長

ご助言ありがとうございます。学校復帰という言葉が文科省自体もそんなに使わなくなってきてしまって、どちらかというと社会的自立という言葉が非常に強調されているところですけども、やはり学校現場としても、預かっている子供たちに是非学校に戻ってきてもらいたい、一緒に生活をしてもらいたいという思いも先生方お持ちですし、そういったものをサポートしていくのも教育委員会の役目ではないかということから、青少年課の中では、やはり社会的自立とともに、学校復帰も目指して行こうということで、両方を目指して取り組んでいるところであります。

ただ、高濱委員や畠山委員からお話がありました目標というものを立てながら、子供の実態にあわせて、指導をしていく中で、少しずつでも子供たちが成長して、そして将来に向かって、力強く歩んでいけるような場になっていけることが必要かなと感じております。

教 育 長

不登校といわれる子供たちはどんどん増えていっていますけれども、そのうちの95%は何らかの形で学校とつながっています。必ずしも不登校全員が家の中で孤立をしているというわけではなく、95%の子は学校と何らかの形でつながっている。つながりたいという気持ちもあるのだとすると、しっかりそこをサポートしてあげることも大事なのかなと思っております。

他によろしいでしょうか。なければ、以上で質疑を終わります。

教 育 長

日程第四。教育長提出の議案を上程いたします。

それでは、議案第17号、議案第18号及び議案第19号を議題といたします。説明をお願いいたします。

議案第17号 前橋市公民館運営審議会委員の委嘱について

生涯学習課長

教育委員会議案第17号「前橋市公民館運営審議会委員の委嘱」についてご説明申し上げます。資料3ページをご覧ください。

前橋市公民館運営審議会委員につきましては、社会教育法第30条第1項の規定により教育委員会が委嘱しております。

このたび、現在の審議会委員の任期が令和4年7月31日で満了となるため、12名を新委員として委嘱するものでございます。

なお、任期は令和4年8月1日から令和6年7月31日までの2年間とし、8月に委嘱式を予定しております。

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議案第18号 令和5年度に使用する前橋市立小・中・特別支援学校の教科用図書の採択について

総合教育プラザ館長

教育委員会議案第18号「令和5年度使用前橋市立小・中・特別支援学校の教科用図書の採択」につきまして、ご説明申し上げます。資料の5ページをご覧ください。

これは、令和5年度に使用する前橋市立小・中・特別支援学校の教科用図書の採択について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

まず、小学校についてですが、令和5年度に使用する教科書につきましては、県教委より示されている「令和5年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」にて、今年度使用する教科用図書と同一のものを採択すると示されております。

従いまして、令和5年度に小学校において使用する教科用図書につきましては、6ページ、7ページ、10ページにございますように、今年度と同じ教科用図書の採択をお願いいたします。

次に、中学校についてですが、令和5年度に使用する教科書につきましては、小学校同様、今年度使用する教科用図書と同一のものを採択すると示されております。

従いまして、令和5年度に中学校において使用する教科用図書につきましては、8ページ、9ページ、10ページにございますように、今年度と同じ教科用図書の採択をお願いいたします。

さらに、特別支援学校についてですが、「令和5年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」及び「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する場合の基本的事項」により、前橋市教育委員会が前

橋市立前橋特別支援学校の申請を基に採択することとなっております。

前橋市立前橋特別支援学校から、児童生徒の障害の種類や程度、発達段階を考慮し、11ページ、12ページ、13ページにありますように、学校教育法附則第9条の規定による絵本等の一般図書が申請されておりますので、採択をお願い致します。

本市といたしましては、資料にございます教科用図書を採択していただきますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第19号 令和5年度に使用する前橋市立前橋高等学校の教科用図書の採択について

前橋高等学校事務長

教育委員会議案第19号「令和5年度に使用する前橋市立前橋高等学校の教科用図書の採択」について、ご説明申し上げます。

資料の14ページをご覧ください。

この議案は、令和5年度に使用する前橋市立前橋高等学校の教科用図書の採択について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、前橋市教育委員会の議決を求めるものでございます。

教科用の図書の選考に当たりましては、群馬県立学校教科用図書採択方針を準用し、校内において教科毎に選定作業を行い、令和5年度教科用図書の採択申請をさせていただこうとするものです。

選考いたしました教科用図書は、いずれも文部科学省の教育課程に則り選定をさせていただいております。

15ページ、16ページをご覧ください。本校の教育課程表を掲載させていただいております。

17ページにつきましては、令和5年度の1年生が使用する教科書でございます。次に、18ページから22ページまでが、2年生の総合コース用、文理系コースの文系用及び理系用、文系コース用、理系コース用の各教科書でございます。次に、23ページから27ページまでが、3年生の総合コース用、文理系コースの文系用及び理系用、文系コース用、理系コース用の各教科書でございます。

教科書一覧表の備考欄に丸印のついている教科書及び高校による学校設定科目に使用するための準教科書につきましては、前年度から継続使用となっているものでございます。また、四角の黒く塗りつぶしているものにつきましては、文科省検定済みの教科書を準教科書として購入し、使用するものでございます。

いずれの学年の教科書、また学校設定科目として使用する準教科書においても、本校の教育課程に沿って学力向上を図り、進路実現を図ることのできる図書の選定を行いましたので、ご採択いただけますよう、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教 育 長

ただいま提案説明のありました議案について質疑に入ります。ご意見

等ございましたらお願いいたします。

木村委員

3点質問させてください。

1つ目は、特別支援学級で採択予定の教科用図書についてです。いわゆる星本と言っているのですけれども、白抜きの星が付いた本は、知的障害の子供にあわせた教科書ということで、国が出しているものですが、特別支援学級のお子さん、知的障害の状態によっては、この星本以外に特別支援学校にあがっているような絵本など教科用図書を必要とするようなお子さんもいるのではないかと思ったのですが、その理由はないのでしょうかというのが、まず、1点目です。

総合教育プラザ館長

選定の仕方というものが、学校の先生、それから校長先生の代表の方々がこういった教科書が良いだろうということで選定していく中で、今のところは、特別支援学校では、絵本というものはあるのですが、特別支援学級の方で、絵本を正式に教科書として採択するというような形には、今のところ決定してないです。

ただ、今後、だんだんと必要になってくる可能性というは十分にあるのかなとは感じています。

木村委員

必要があるけれども、買う前例がなかったりして、買いにくい状態がないかどうか。そういったことが、確認できればと思っております。

もう1点ですけれども、特別支援学校の教科用図書の方で、学年が訪問教育の方だと思っておりますが、一般的に特別支援学校の訪問教育を利用されている対象児というのは、障害がとても重かったりとか、医療的なケアが必要で寝たきりであったりとか、微細な運動でしか動くことができないお子さんがいると思うのですけれども、そういうお子さんの場合、紙の絵本とか本ですと、自分ではめくれなかったりとかそういうようなお子さんがいらっしゃると思います。なので、絵本ではないようなデジタル教材など有効な場合があるかと思いますが、そういったものが、教科用図書に形態として選べないということがないかどうか。もし選べるのだったら、そういうものが利用可能なお子さんもいるのではないかと思います。質問いたします。

総合教育プラザ館長

今のところは、特別支援学校で、本当に一人一人の訪問の対象の児童生徒は、こういう児童生徒であるということをしっかりと掴んだ上で、その子にあった絵本などを選択しております。もし、色々なデジタル教科書などのそういったものが必要であるとする、そういった情報はこちらからも提供しているので、どうしても必要だという場合には、申請することはできるかなと思いますけれども、今のところは、そういったものは選定されていないという状況です。

木村委員 3点目ですけれども、高等学校で採択予定の教科書ですけれども、こちらの資料によりますと出版社名が記載されていなかったもので、こういったものの記載がないのかどうかということで特に高等学校の科目が新しい学習指導要領で大きく変わったので、教科書名だけを見てもどんな教科書かというのがよくわからないので、出版社名などがあると、どんな教科書かを市民の方も調べたりできるのかなと思いました。

前橋高等学校事務長 本日、資料に添付させていただきましたのは、県に提出する一覧表になっております。様式が決まっておりますので、こちらに出版社の名前が入っていないのですが、委員からご意見ございましたので、定例教育委員会の資料としては、出版社も入れられるようなもので今後考えていきたいと思っております。

教育長 質疑が他になければ、以上で質疑を終了いたします。
それでは、議案第17号、議案第18号及び議案第19号について、可決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

教育長 異議のないものと認め、議案第17号、議案第18号及び議案第19号について、可決いたします。
日程第五。その他について報告事項がございます。説明をお願いいたします。

その他(1) 行事について

総務課副参事 その他(1)「行事について」ご説明申し上げます。
教育委員会の8月の定例会でございますけれども、17日水曜日午後2時から、市役所11階北会議室において開催予定です。(ほか、資料の主だった予定を紹介)
教育委員会の9月定例会につきましては、13日水曜日午後2時から、市役所11階北会議室で開催予定です。(ほか、資料の主だった予定を紹介)
以上、8月9月の行事予定です。

その他(2) 学校給食共同調理場の業務委託業者の選定について

総務課副参事 続きまして、その他(2)「前橋市学校給食共同調理場の業務委託業者の選定について」、説明させていただきます。資料の30ページをご覧ください。
1の「内容」につきましては、市内6か所の学校給食共同調理場のうち、西部共同調理場、南部共同調理場の調理・配送業務及び東部共同調理場の調理業務について、契約期間満了のため委託業者の選定を行うも

のです。なお、東部共同調理場につきましては、業務の円滑化・効率化を図るとともに、コストの削減を目的として、新たに配送業務を委託しようとするものでございます。

2の「委託開始予定時期」でございますが、令和5年4月1日でございます。なお、今回の委託期間ですが、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3か年を予定しております。

3の「対象とする共同調理場」でございますが、西部、南部及び東部共同調理場の3場でございます。

4の「対象とする業務」でございますが、献立作成、食材調達業務については現行どおり、市が責任を持って行うこととし、調理・配送業務を委託するものでございます。

5の「業者の選定方法」でございますが、公募型企画提案いわゆるプロポーザル方式により決定いたします。

6の「今後のスケジュール」でございますが、7月にプロポーザルの実施、具体的には、7月20日公示を行いまして、10月に選定業者の決定、11月から業務の移行準備、こちらを経まして、来年4月に業務委託開始の予定でございます。説明は以上です。

その他（3）第四コミュニティセンター及び総合福祉会館の各種申請書の様式統一について

生涯学習課長

その他（3）「第四コミュニティセンター及び総合福祉会館の各種申請書の様式統一につきまして」、ご報告させていただきます。

資料31ページをご覧ください。

第四コミュニティセンターは、総合福祉会館内にありますが、総合福祉会館も貸館を行っており、これまでそれぞれ定めた利用許可申請書を使用しておりました。

そのため、両施設を使用する場合、それぞれの申請書を記載する必要があり、利用者にとって不便な状況でした。

そこで、今回両施設の利用許可申請書の様式を統一し、一枚の申請書で両施設の申請ができるよう利用者の利便性向上を図りました。

統一後の様式につきましては、資料32ページから33ページとなっており、主な改正としましては、申請書の名称、宛先を選択できるようにし、使用料を別々に集計できるようにしたところでございます。

なお、本申請書による取扱いは、令和4年7月1日から開始しております。以上でございます。

その他（4）第44回少年の主張前橋大会の実施結果について

青少年課長

その他（4）「第44回少年の主張前橋大会の実施結果について」報告いたします。資料34ページをご覧ください。

6月24日に、第三コミュニティセンターを会場に、第44回少年の

主張前橋大会を開催いたしました。今回は、前橋市立各中学校と県立聾学校、群大附属中学校、共愛学園中学校から、代表生徒23人が出場し、家庭生活や学校生活、社会の出来事を取り上げ、自分の考えや夢を発表しました。審査の結果、記載のように、優秀賞8人、特別賞2人、努力賞13人が決まりました。

優秀賞の8人については、8月6日に榛東村南部コミュニティセンターで開催されます中部地区大会へ前橋市の代表として推薦いたしました。中部地区大会で上位入賞しますと、9月17日に群馬県公社総合ビルにて開催されます、県大会に出場することになります。以上でございます。

その他（５）林間研修施設「おおさる山乃家」の指定管理者の公募について

青少年課長

続きまして、その他（５）「林間研修施設『おおさる山乃家』の指定管理者の公募について」報告いたします。資料35ページをご覧ください。

青少年課が所管する、林間研修施設「おおさる山乃家」につきまして、今年度末で指定管理期間が満了することから、新たに指定管理者を公募するものです。

指定管理期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間として指定管理者を公募するものでございます。

今後の予定ですが、広報まえばし8月号及び本市ホームページにより周知を図り、8月中に応募書類等の配布、公募に係る説明会及び現地見学会を8月26日に実施し、応募書類の提出期限を9月12日までといたします。

応募締め切り後は、選定委員会を開催し、指定管理者の候補者の選定を行っていく予定です。以上でございます。

教 育 長

総務課からの行事予定で、次回の定例会についてですが、8月17日水曜日午後2時ということによろしいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

教 育 長

では、8月定例会については8月17日水曜日午後2時からと決定します。

また、9月定例会については9月13日火曜日午後2時から予定することで、よろしいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

教 育 長

では、9月定例会については、9月13日火曜日午後2時からという

ことで、お願いいたします。

ほかに、ただ今の報告について質疑等ございますでしょうか。

高濱委員 「おおさる山乃家」は、どういう指定管理なのでしょう。子供たちが来たら相手したりするのでしょうか。

青少年課長 「おおさる山乃家」は、指定管理者が自主事業として、例えばキャンプですとか、または親子行事、自然体験活動を行っている場所でございます。

高濱委員 管理者が考えたことをやっているのでしょうか。

青少年課長 そうです。

教育長 現在の指定管理をしている団体が非常に積極的に色々な自主事業をしてくださっていて、これまで以上に子供たちが集まっている印象があります。

他にございますか。本日の説明資料ではないのですが、お手元にイベント「教科書130年の歴史」というものが配付されております。教科書の選定も本日ありましたが、このチラシを見ますと、たくさんの驚きがあるとありますけれども、どのようなイベントでどのような驚きがあるのでしょうか。

総合教育プラザ館長 今、市政施行130年記念ということで、130年間教科書の流れを編纂しております。本当にずっと変わらずに採用されている国語の教材、例えば、「大造じいさんとガン」とか「スーホの白い馬」とかそういった時代を経ても変わらないものもあつたりだとか、歴史的なものであると、「仁徳天皇陵」が時代によって少し変わって来るとか、変わらないもの、そして変わるもの、それから志賀直哉の監修の言葉などは、今でもつながるような言葉を監修の言葉として書いていて、時代として貫くものもあれば、変わるものもあるということで、非常に面白い企画になっています。

教育長 8月9日からですね。ありがとうございました。
他に特にございませんでしょうか。なければ、質疑を終わります。
以上をもちまして教育委員会7月定例会を閉会いたします。

(午後2時15分)